

『大都市制度(特別区設置)協議会』だより

発行・編集／大都市制度(特別区設置)協議会〈事務局〉副首都推進局内
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 問い合わせ担当 電話番号 06-6208-8989 FAX 番号 06-6202-9355

平成30年(2018年)2月[第2号]

“副首都・大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現”に向けて、議論を進めています

- ◇副首都・大阪にふさわしい大都市制度として、現行法制度で実現可能な「特別区制度」と「総合区制度」の検討を進めています。
- ◇特別区制度については、大阪府知事、大阪市長、大阪府議会議員、大阪市議会議員をメンバーとする「大都市制度(特別区設置)協議会(以下「協議会」と言います。)」において、「特別区」を設置するための具体的な制度設計を議論しています。

第5回(平成29年(2017年)11月24日)協議会では、特別区素案の質疑が行われました

特別区の設置について

都市機能の強化 広域機能を大阪府へ一元化し、都市機能の強化を迅速・強力かつ効果的に推進していきます。

基礎自治機能の充実 地域のニーズに沿った身近なサービスを決定・提供できる大阪独自の「特別区」を設置し、豊かな住民生活を実現していきます。

黒田委員 (自民)	<p>Q 特別区の設置に向けては、住民投票後に国で法改正をしてもらう必要があるが、法改正が実現する保証はあるのか。</p> <p>A 大都市地域における特別区の設置に関する法律では、「政府は特別区設置の申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずる」とされているため、必要な法改正の手続きを進めていただけるものと考えている。</p>
山中委員 (共産)	<p>Q 大阪府と大阪市があることで、何か不都合が生じているのか。</p> <p>A 大阪の課題を解決し、大阪がさらなる成長を遂げ、その果実をもとに豊かな住民生活を実現していくためには、広域機能の一元化・二重行政の解消による都市機能の強化や住民に身近な基礎自治の充実といった大都市制度改革が必要と認識している。</p>

徳田委員 (維新)	<p>Q 今の大阪市の行政区と特別区では、住民自治の拡充において、どのような違いがあるのか。</p> <p>A 大阪市では、市長が270万人の市全体を見渡しながら市政運営を行っており、行政区長は基礎自治に関する事務の一部を担う中で住民自治の拡充に取り組んでいる。一方、特別区では、選挙で選ばれる特別区長が、地域の実情や住民ニーズを把握しながら、区の施策全般について決定し、住民サービスを最適化する形で住民自治の拡充を図る。</p>
山中委員 (共産)	<p>Q 広域機能が大阪府に一元化されることにより、副首都・大阪の確立に向けた都市機能の強化といった視点から、どのような意義・効果があるのか。</p> <p>A 司令塔機能の一本化で責任主体の明確化が図られ、統一的な戦略のもと大阪全体の発展を支える取組みが推進できること、産業や都市魅力等のソフト面、交通・インフラ等のハード面で大阪の成長に向けた施策を強力に推進できること、広域的な視点のもと大阪が有する資源の最適活用により、効果的に取組みが推進できることなどが挙げられる。</p>
山中委員 (共産)	<p>Q 景気浮揚の具体策がなく、I Rやカジノの推進だけのようだが、それで大阪が良くなるのか。</p> <p>A 都市インフラの整備や成長戦略などの広域機能を大阪府に一元化することで、現在、大阪府・大阪市で担っている都市機能の強化を迅速・強力かつ効果的に展開することを通じて、より着実に大阪の成長につなげていくことが可能になると考えている。</p>

特別区の区割りについて

地域コミュニティ等を踏まえ、各特別区の財政の均衡、人口バランスを重視した区割りとして、4区(2案)・6区(2案)を提示しています。

守島委員 (維新)	<p>Q 4区、6区それぞれの区割りの評価をきちんとしていくことが重要。財政的に優位であることが明白な4区だけでなく、6区のア案を示した考え方は。</p> <p>A 区数については、前回の5区と比較して、財政基盤の安定と均衡をめざすには4区、より住民に身近な基礎自治体として住民ニーズに応じたサービスを提供するには6区、という考え方にに基づき、4区と6区の両方について制度設計するよう指示を受けた。</p>
--------------	---

特別区と大阪府の事務分担について

特別区 住民に身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支えるため、住民に身近な事務は特別区が実施します。

大阪府 大阪都市圏の成長を支え、大阪全体の安全・安心を確保するため、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心にかかわる事務を実施します。

横山委員 (維新)	<p>Q 特別区が担う事務について、基礎と広域の役割分担を徹底したとのことであるが、主なものは何か。</p> <p>A 例えば、就学前の教育・保育の適正配置は、公立幼稚園・保育所の運営や民間保育所の認可等とともに、基礎自治体が一元的に実施すべきと考え、認定こども園の認可等や私立幼稚園の設置認可についても特別区の事務とした。</p>
八重樫委員 (公明)	<p>Q 児童福祉法等が改正され、特別区でも児童相談所業務を実施できることになった。東京ではまだ具体化されていないが、大阪では特別区で行うとした考え方は。</p> <p>A 児童虐待発生時の初期対応を迅速・的確に行う必要があるといった法律改正の趣旨を踏まえ、住民に身近な特別区がその主体となるべきと考えた。</p>

川嶋委員 (自民)	<p>Q 一部事務組合等については、特別区が設置されてから特別区自身が判断すべきだと考えるが、特別区設置の日の一部事務組合等を設置することは、地方自治法や制度の趣旨からおかしいのではないか。</p> <p>A 特別区設置の日から、現在の大阪市の事務を円滑に実施するため、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務について、一部事務組合を設置し、共同処理の手法を用いて実施することとしている。</p>
八重樫委員 (公明)	<p>Q 素案では「住民サービスを低下させないよう適正に引継ぐ」とされ、「これまで大阪府が実施してきた特色あるサービスは内容や水準の維持に努める」とされているが、素案や協定書に記載することで、法的拘束力が生まれるのか。</p> <p>A 事務の承継の方針を協定書に記載するかどうかについては、今後、協議会で議論されることになる。協定書をもって直ちに特別区長を拘束するものではないが、協定書に記載された場合には、法令の規定に基づき、府市両議会の議決及び住民投票という手続きを経てこれらの方針も確定されるため、こうした協定書の作成手続きの趣旨を踏まえ、適切に事務が特別区に承継されるものと考えている。</p>